

保育所でのソーシャルワーカーによる家庭支援の件数

子ども未来部保育事業課

現在、公私立保育所に専属のソーシャルワーカーは配置していませんが、各関係機関が保育所入所児童を含めた家庭に対して、下記のとおり支援を行っています。

(1) 家庭児童相談室

保育所在籍の要保護児童や、その家庭についてケース会議や面談を実施し、保育所を含む関係機関との情報共有や対応方針の決定、助言など、ソーシャルワーク機能を果しながら、保育所や家庭への支援を行っています。

市内公私立認可保育所での要保護児童数は131人です。(平成30年11月時点)

(2) スクールソーシャルワーカーの活動状況

市内の小学校に配置されているスクールソーシャルワーカーが、在学中の子どもへの支援を行うだけでなく、兄弟姉妹との関係で未就学児のいる世帯に対して支援を行う場合があります。

学校以外の家庭、その他機関への訪問件数は101件です。(平成29年度)

(3) その他

就学前児童の家庭への支援では、幼児教育センター、健康センター、子ども発達支援センターと必要に応じて連携しています。